

# 福智町移住支援金交付要綱

令和元年10月1日  
要綱第17号

## (趣旨)

第1条 福智町（以下「町」という。）は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定及び確定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、福智町補助金交付規則（平成24年規則第6号）その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

## (対象者要件)

第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

#### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 町に、令和元年10月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他県又は町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、移住支援金の対象として県が運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要綱第5の2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に県実施要綱第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月1日以降に転入したと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、福智町移住支援金交付申請書（様式第1号）、口座振込依頼書（様式第1号の2）及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

なお、前条第2号の規定による就職の場合は、就業証明書（様式第2号）を別途提出すること。

(交付決定・確定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定・確定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

なお、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による移住支援金の交付決定及び確定を受けた者（以下「交付確定者」という。）に対しては、原則として第4条の規定による申請があったときから3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定・確定通知書の再交付)

第7条 交付確定者は、紛失等の理由により交付決定・確定通知書の再交付を必要とするときは、福智町移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定・確定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、当該交付確定者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 県及び町は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。